

平成 16 年度定期総会 司法改革実践元年予算は？

東弁は、5月26日午後12時30分から弁護士会館クレオで平成16年度定期総会を開催した。おりしも国会では、裁判員法案、刑訴法改正案及び総合法律支援法案が成立する状況にあった。各議案の審議においては、これらの司法改革関連法案を踏まえた鋭い質疑も交わされ、総会が終了したのは午後5時30分をまわっていた。



公設事務所の支援を強化

■ 平成 16 年度の会務方針

定期総会の審議に先立ち、岩井重一会長から、司法制度改革の制度設計、立法作業の総仕上げと実践の第一歩をむかえた平成16年度の基本的な姿勢について、次の2点に絞って報告があった。

- ①本通常国会で6月16日までの会期中に司法改革関連法案が10本提出されている。日弁連として、司法改革関連法案については、必要な修正や附帯決議を求めるとともに、国会での政府答弁を明確にするよう与野党の法務委員会の国会議員や推進本部に連日のように働きかけてきた。5月21日の参議院本会議において可決成立した裁判員法案も然りである。
- ②身体拘束少年事件全件付添人制度の早期実現を当会の最優先課題として、その他に、第三公設事務所（渋谷）の開設、司法研修所教官に対する財政支援、公益活動等の定着化と委員会の活性化、会員のための弁護士会づくり等々があげられる。

■ 平成 15 年度決算

瀬川徹 前年度副会長から決算説明があった。

平成15年度の予算目的は、第1に「司法制度改革の具体的な支援」、第2に「市民が司法の援助を受けやすくする環境整備」、第3に「会員のためのサービスの充実」であった。赤字予算で臨まざるを得なかったが、新入会員及び途中入会者の予想以上の増加、各種事務手数料の増収及び会員特別負担金の事件受任手数料の大幅な増収があり、黒字決算となって繰越剰余金を次年度に引き継いだ。

会館外法律相談センターを錦糸町、立川、北千住に開設し、渋谷も準備が進んでいる。多摩支部では隣接の土地を取得した。

山下善久財務委員長から、安易に赤字予算を立て年

平成 16 年度定期総会結果

第1号議案 平成15年度一般会計・特別会計収支決算の承認に関する件

◎賛成多数 可決

第2号議案 平成16年度一般会計・特別会計収支予算案の決議に関する件

◎賛成多数 可決

第3号議案 平成17年度一般会計・特別会計収支暫定予算案の決議に関する件

◎賛成多数 可決

第4号議案 平成16年度一般会計・特別会計収支暫定予算の処理に関する件

◎賛成多数 可決

第5号議案 新会館臨時会費を徴収する件（平成5年10月20日及び平成15年2月28日臨時総会決議）の一部を改正する決議（案）承認の件

◎全会一致 可決

第6号議案 外国特別会員より新会館臨時会費を徴収する件（平成5年10月20日臨時総会決議）の一部を改正する決議（案）承認の件

◎全会一致 可決

第7号議案 綱紀委員会委員選任に関する件

◎賛成多数 可決

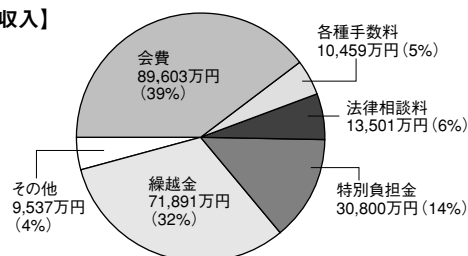
度末に黒字決算にまとめ上げていないか、過去のデータ及び特別事情を付加し検証した結果、予算編成及び執行は適正であったと判断したとの報告があった。松原厚常議員議長から常議員会での審議経過及び村本政彦・山本英司前年度監事からいずれも適正妥当なものであるとの監査結果の報告があった。

質疑では、予算と決算との乖離、なお残る一部の委員会における飲食費の改善問題、会員サービスの具体的な成果、公設事務所の運営の透明化を求める質問などがあり、前年度理事者から答弁があった。

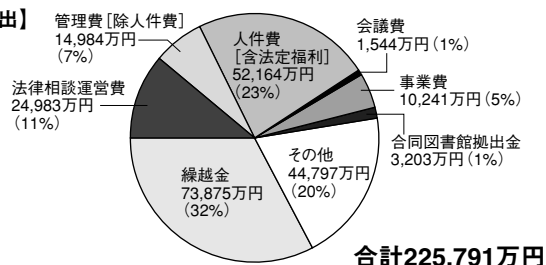
国民がどういう形で司法に参加するののかとの観点から決算に反対する意見、第二公設事務所と公益活動の義

平成15年度決算

【収入】



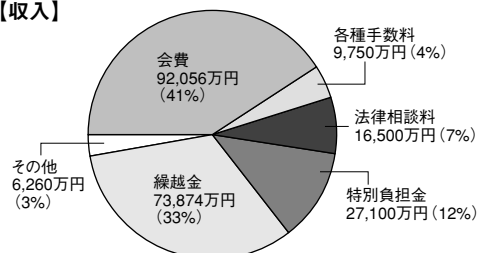
【支出】



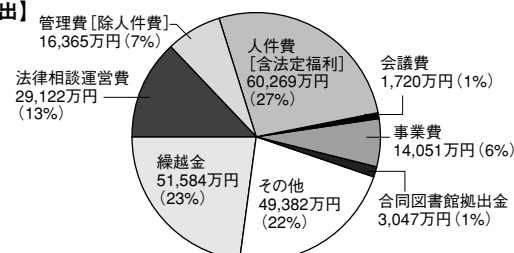
合計225,791万円

平成16年度予算

【収入】



【支出】



合計225,540万円

務化を現実のものにした2年越しの取り組みの結果としての決算に賛成の意見が述べられ、採決をしたところ、賛成多数で決算は承認可決された。

■ 平成 16 年度予算案

松江康司副会長から提案説明があった。

本年は、司法改革実践元年と位置付け、司法改革関連法案成立後の新たな諸制度に魂を吹き込み、具体化・実践化の年である。しかし、本年度も単年度収支で2億2290万円の赤字予算を組まざるを得なくなった。

収入では、入会者の自然増、新たに開設された会館外相談センターの相談料や会員特別負担金の事件受任手数料等による収入増、一方、営業許可制度がなくなったことによる収入減がある。支出では、市民窓口、近時の改憲論議を含む憲法問題への対応、会員サポート、役員給与の新設、法律相談運営費の増額、多摩支部拠出金の増額、職員退職金の繰入額の増大がある。特別会計では、本年度開設の渋谷を含む公設事務所運営に支障のないように同基金特別会計に1億5000万円を計上した。

遠藤晃監事からは、司法改革に関連し開かれた司法を目指すための予算措置であり、創意工夫をした跡が見られ、適正に作成されているとの意見であった。望月浩一郎監事からは、会が直面する課題に積極的に取り組む理事者の決意が示されたものであること、前年度監事が指摘した問題で未処理となっているものについては中長期的に解決しなければならないとの意見が述べられた。

山下財務委員長からは、四谷、神田のクレサラ相談が微減していること、さらには収入は不確かな部分もあることなどから、理事者に相談料等の会費外収入の増大に努めるよう条件をつけ承認したとの報告があった。

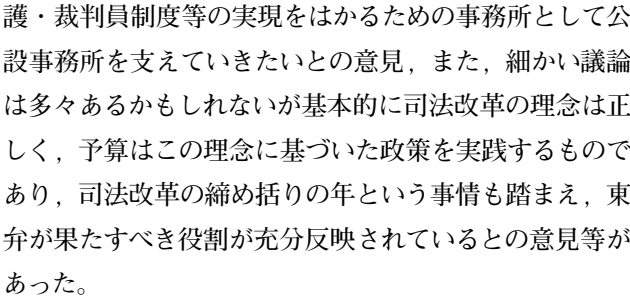
松原常議員議長からは、本予算は、5月10日の常議員会で賛成多数で本総会に付議することが承認可決されたとの報告があった。

質疑は、「司法改革の総仕上げ」の中で司法改革に対する反対意見、批判的意見、消極的意見が会務運営上どう配慮されるのか、公設事務所関連の支出を基本財産から繰り入れることや公設事務所への貸付金の計上、市民会議予算の内訳、役員給与をめぐる問題、赤字決算の場合、年度末に繰越剰余金で補填するのか、通信費の肥大化と対策等について質疑があった。

その後、討論に入り、以下のような意見が述べられた。

公設事務所への多額の予算化など、形を変えた赤字補填であるとの反対意見、役員給与は赤字決算の時は返還するぐらいの覚悟が必要であるとの意見、司法改革関連法案の刑事司法立法には、政府、最高裁、法務省の意向ばかりが入っていて、これらを率先して実践していくことを前提にした予算には反対との意見があった。

一方、賛成の意見としては、現在、予算としては赤字でも会費外収入の増大によって赤字幅の減少に努めていること、役員給与については、経済的負担が大きいく役員のみ手がない中で、役員として人材を送って欲しいとの切なる願いが今回の給付であること、公的弁



ころ、圧倒的多数で承認可決された。

2003年12月16日の臨時総会で会則改正になり、2004年4月から施行されている。その中で、綱紀委員会の弁護士委員の定数を80人から100人に増やした。増員分の20人の選任を慣例により総会から常議員会に一任すると
の提案を賛成多数で承認可決した。